

第 7 4 号議案

志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

志木市国民健康保険条例（昭和 3 4 年志木市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「国民健康保険運営協議会（」の次に「国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）第 1 1 条第 2 項に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（4）被用者保険等保険者を代表する委員 2 人

第 5 条中「国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

国民健康保険運営協議会の委員の追加等をしたいので、国民健康保険法施行令第 3 条第 5 項の規定により、この案を提出するものである。